

ID: 14

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	利用停止の決定		
例規名 根拠条項	長門市個人情報保護条例 第27条第1項		
例規番号	平成17年条例第13号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用停止の決定等)</p> <p>第27条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内にその内容を調査し、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするか否かの決定をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、請求のあった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を当該利用停止請求をした者に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を利用停止請求をした者に書面により通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定による個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定による個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の利用停止を行わなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第25条の規定による。 (利用停止の請求)</p> <p>第25条 何人も、自己の個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条、次条及び第27条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第8条の規定に違反して収集されたものであるとき、第10条第1項若しくは第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第10条第1項、第10条の3、第11条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	請求のあった日から起算して30日以内(第27条第1項)		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日